

パレスチナ自治政府

計画省

国民経済省

パレスチナ自治区

ヨルダン溪谷農産加工・物流拠点整備計画調査(フェーズI)

最終報告書 要約

平成19年9月
(2007)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

(株)コーエイ総合研究所
日本工営株式会社

通貨交換レート

1.00 米国ドル=4.32 シェケル= 119 円

(平成 19 年 8 月)

特に定めのない限り

序 文

日本国政府は、パレスチナ自治政府の要請に基づき、ヨルダン溪谷農産加工・物流拠点整備計画に係わるフィジビリティ調査を2段階にフェーズ分けして実施することを決定し、独立行政法人国際協力機構がこの調査を実施いたしました。本報告書はフェーズⅠ調査結果をとりまとめたものです。

当機構は、平成19年3月から平成19年8月まで、株式会社コーエイ総合研究所 多田宗則氏を団長とし、株式会社コーエイ総合研究所及び日本工営株式会社から構成される調査団を現地に派遣いたしました。

調査団は、パレスチナ自治政府関係者や専門家と協議を重ねるとともに、計画対象地域における現地調査を実施し、帰国後の国内作業を経て、ここに本報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、本計画の推進に寄与するとともに、パレスチナとわが国の友好・親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終わりに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成19年9月

独立行政法人 国際協力機構
理事 伊沢 正

平成 19 年 9 月

伝 達 状

独立行政法人 国際協力機構
理事 伊沢 正 殿

今般、パレスチナ自治区ヨルダン渓谷農産加工・物流拠点整備計画（フェーズ I）に係る業務が終了いたしましたので、ここに最終報告書を提出いたします。

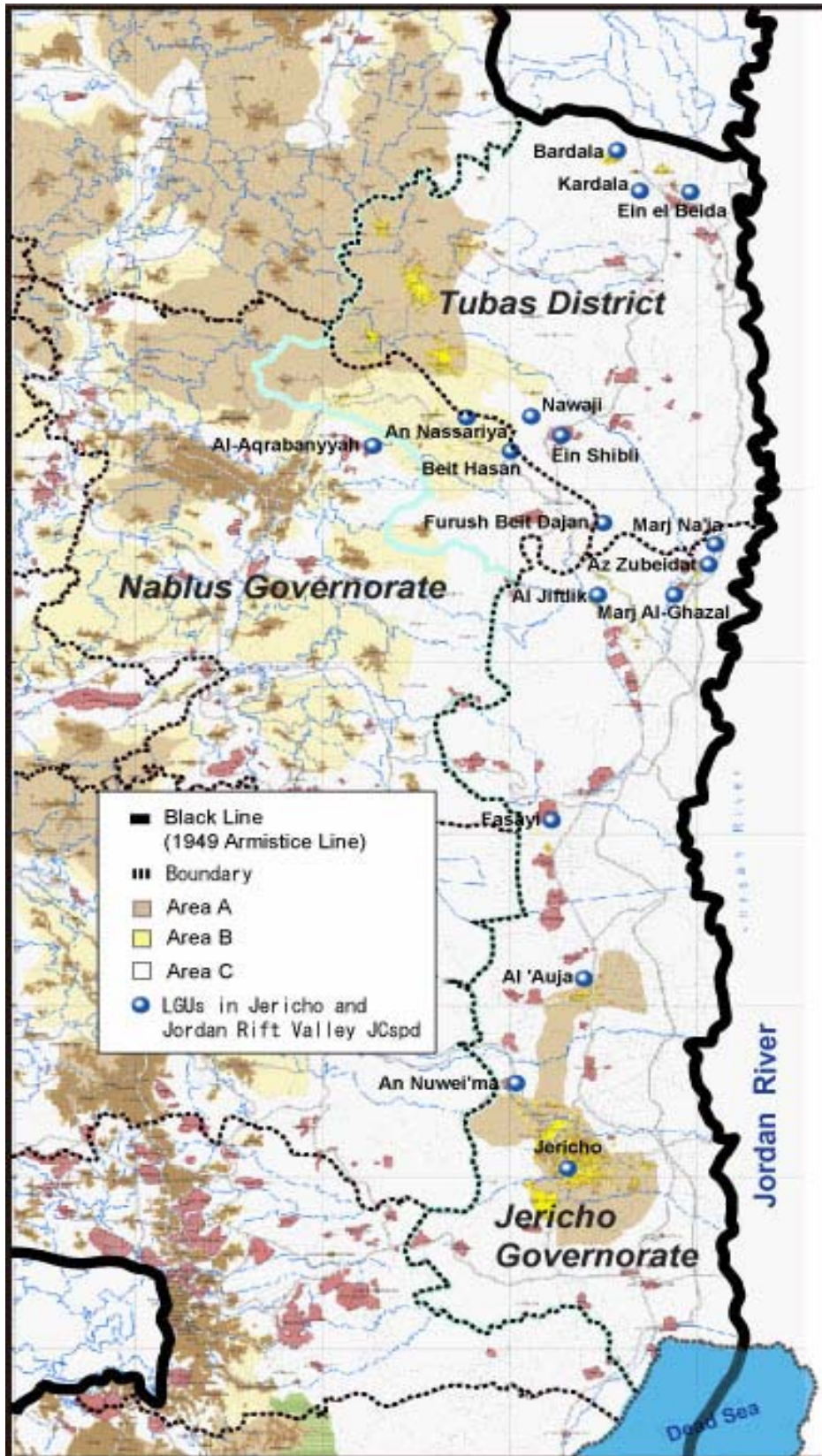
本調査は、平成 19 年 3 月から同年 8 月にかけて、株式会社コーエイ総合研究所及び日本工営株式会社から成る共同企業体が、パレスチナ自治政府関係者及び専門家の協力のもとに実施した調査の結果をとりまとめたものです。

本調査は、プレ・フィジビリティ調査として、パレスチナの有望産業を選定し、投資促進上の課題を整理・把握し、農産加工団地開発のあり方を検討することを目的に実施されました。調査を進めるに際し、政府関係者に加えて周辺国民間セクターの意見・要望を把握することも重要であるという認識の下、投資家・企業家との意見交換・議論を行い、本農産加工団地に期待される役割を確認した上で、調査結果をまとめました。

本調査の遂行にあたり、貴機構、パレスチナ事務所、ヨルダン事務所並びに在イスラエル日本大使館、在ヨルダン日本大使館から多大なるご支援を賜りました。また、現地調査では、パレスチナ自治政府機関をはじめイスラエル国及びヨルダン国の関係当局からも多大なるご協力を得ることが出来ました。ここに深甚なる感謝の意を表する次第です。

終わりに、この報告書が次なる本格フィジビリティ調査（フェーズ II）の結果と相俟って、パレスチナにおける農産加工団地の実現につながることを切に願いたします。

パレスチナ自治区ヨルダン渓谷農産加工・物流拠点整備計画調査団
総 括 多田 宗則



注：国連人道問題調整部（OCHA）作成の地図をもとに調査団が作成

調査対象地域図

パレスチナ自治区

ヨルダン溪谷農産加工・物流拠点整備計画調査（フェーズⅠ）

最終報告書 要約

目次

序文

伝達状

調査対象地域図

はじめに.....	要約-1
パレスチナの優先産業・産品	要約-1
投資環境	要約-3
産業開発戦略	要約-4
農産加工団地開発	要約-6
本格フィージビリティ調査に向けての課題.....	要約-10
結論と提言	要約-10

要約

はじめに

ヨルダン溪谷農産加工・物流拠点整備に係るフィジビリティ調査(以下、本調査)は、平成18年7月に当時の小泉首相がパレスチナを訪問した際に提唱した「平和と繁栄の回廊(Corridor for Peace and Prosperity)」構想に端を発する。同構想はパレスチナ及び周辺各国からなる地域間の経済の活性化を通じた信頼醸成を目指しており、そのためにパレスチナ、イスラエル、ヨルダン、日本の4者からなる政府間協議のプラットフォーム(4者協議)が設けられた。

本調査は、ヨルダン溪谷地域において農産加工・物流拠点を整備するためのプレ・フィジビリティ調査であり、対象地域における産業開発戦略と工業団地開発の方向性を検討することが目的である。産業開発戦略では、優先産業の特定と投資環境の改善に焦点をあて、一方、工業団地開発の方向性では、農産加工・物流拠点の開発コンセプト、施設機能、土地利用計画、敷地内外のインフラ整備課題等、工業団地開発に係る基本要件について検討する。

本調査は、平成19年3月から同年8月までの期間に実施された。調査期間中の6月27日には、第1回の実務者レベル4者協議が開催され、地域間協力のあり方に係る議論が行われた。本農産加工・物流拠点の建設候補地についても話し合われたものの、パレスチナとイスラエルがそれぞれ主張する候補地選定の考え方に基本的な相違があり(いわゆるエリアA、B、Cの問題¹)、選定に係る合意はみられなかった。候補地選定に係る議論は引き続き行われることになっており、これについて一定の合意が得られて後に、本調査結果をふまえた本格フィジビリティ調査が実施される予定である。



第1回実務者レベル4者協議
(2007年6月27日、於 死海)

パレスチナの優先産業・産品

パレスチナの経済成長を考える場合、域内市場の規模が小さく、また近年輸出先が多様化している状況に鑑み、短期的には輸出振興に注力するのが効果的なアプローチであると考えられる。そのため、本調査における産業セクター調査では輸出志向産業に焦点をあて、各々の現状(輸出量、輸出額、市場競争力(質、価格))を分析し、かつ市場の将来性を考量することにより、優先産業を特定した。また、長期低迷を続ける経済情勢下、失業問題も深刻化の一途を辿っているが、輸出振興が失業対策の一助につながる事が期待される。

¹ エリアAでは、民政・治安の全てがパレスチナ自治政府の管理下にある。エリアBでは、民政はパレスチナ自治政府管理下にあるものの、治安はパレスチナ自治政府とイスラエル政府の共同管理下にある。また、エリアCにおいては、民政・治安のいずれもイスラエル政府が管理している。(国連人道問題調整部:OCHAの定義より)

一連のデータ・情報分析の結果、本調査では、7種の製造業・加工品(食品・飲料、石材加工、金属加工、家具製造、繊維・衣料、ゴム・プラスチック及び化学製品)を優先すべき輸出産業として特定した。これら7つは、経済特性から3つのグループに分けて捉えることが出来る。すなわち i) 有望産業・製品、ii) 労働集約型産業・製品、及び iii) 資本集約型産業・製品である。

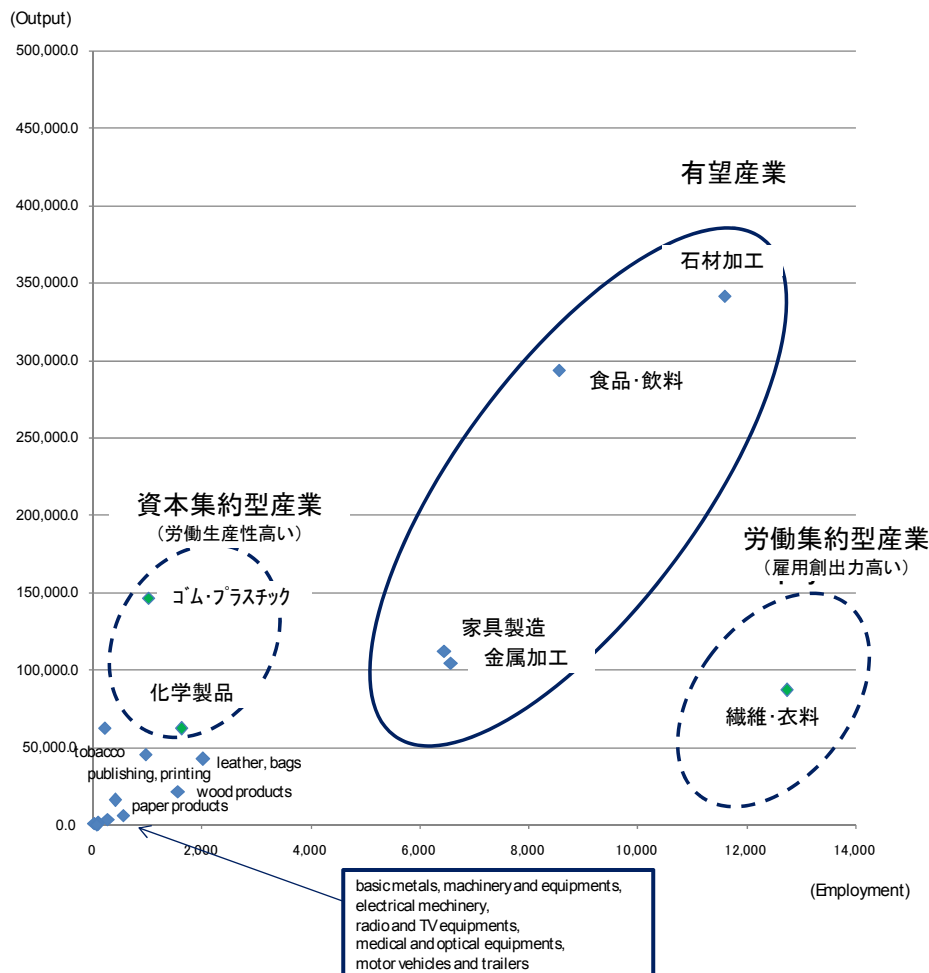


図 1 優先産業の特定

有望産業は、産出高、雇用創出力ともに高く、具体的には食品・飲料、石材加工、金属加工、家具製造といった産業が該当する。石材加工は、産出高と雇用創出力が全体的に高く、食品・飲料がこれに続く。食品・飲料、石材加工、金属加工については、近年輸出先の多様化が進み市場開拓が図られている。また、家具製造は従来イスラエル市場中心に依存してきたが、数年前からヨルダンへの輸出が見られるようになってきた。

労働集約型産業は、産出高は大きくないものの雇用創出(吸収)の面で貢献度が大きい。繊維・衣料が典型的な労働集約型産業である。パレスチナの繊維・衣料業はイスラエル市場に大きく依存し続けている。イスラエル企業の下請け産業として発展してきた経緯があるものの、パレスチナの賃金水準が他の国・地域のそれに比べて相対的に高いために、比較優位を失いつつある。

資本集約型産業は、産出高が大きいものの雇用創出(吸収)力が小さい。ゴム・プラスチックと化学製品(製薬を含む)が典型的な該当産業であり、輸出実績及び新規市場開拓において成長が著しい。特に、製薬業は、北アフリカ及び CIS 諸国等へ後発医薬品(*generic drug*)を輸出することに成功しており、今後一層の伸びが期待される。一方、ゴム・プラスチックの場合、高度な製造技術や熟練労働者を有するものの、イスラエル市場への依存傾向が依然として強い。

また、パレスチナは果物、野菜、穀物類の農産品の宝庫であり、農業の国民総生産及び雇用確保効果が高いことから、上出の 7 種の製造業・加工品に加えて、農業を重要かつ戦略的な産業として位置づける。これまで、農業一次製品の輸出高は少なく推移してきたものの、ガザ産のイチゴや切り花、西岸地域産のチェリートマトやパプリカといった農産品は、EU や湾岸諸国の輸出市場において高値で取り引きされており、高付加価値農産品として今後一層の輸出増加が期待される。

投資環境

2000 年 9 月に勃発した第 2 次インテッファダまで、外国直接投資は活発で、それに誘発される内国直接投資も堅調であった(1995 年から 1999 年まで)。当時は海外在住のパレスチナ人による投資が際立っていたとされる。ところが、第 2 次インテッファダを境に投資環境は悪化し外国直接投資が冷え込んでしまった。以来現在まで、外国直接投資件数は数件のみに過ぎない。

一方、内国投資は工業、観光、サービスの分野で徐々に回復してきた。2005 年には、セメント、建設、食品、製紙、包装といった業種において合計 4 億ドルの内国資本が投下されている。

本調査では、民間企業/投資家を対象に実施した投資需要調査(106 社に対するヒアリング調査)の結果及び民間企業/投資家を招いて開催したワークショップ(2007 年 7 月 26 日、於アンマン)の結果を基に、投資環境改善に係る課題を整理した。

課題は大きく 4 つに分けて捉えることが出来る。すなわち、i) 法制上の課題、ii) 金融面の課題、iii) 投資促進上の障壁、及び iv) フリーゾーンの課題である。これらは以下のようにまとめられる。



投資環境ワークショップ
(2007 年 7 月 26 日、於 アンマン)

法制上の課題

法制面に係る行政の改善努力は図られてきているものの、民間セクターのビジネス活動に直接関係する民法、商法、競争法、外国貿易法等の制定・改訂が遅れている。また、旧法と新法の継承性が十分でない、異なる法律間で規定に一貫性がないなど、法律間の整合性も十分にとられていないため、運用面での課題が大きい。

金融面の課題

パレスチナの金融セクターは概して資金供給が潤沢であり、流動性が高く、様々な金融商品(預金、貿易金融、モーゲッジ等)を提供している。しかしながら、主として金利・担保率が高いことを理由に、企業の資金需要は低迷している。加えて、本国送金、為替移動、外貨送金における制限が大きく、これらの改善も課題といえる。

投資促進上の障壁

投資需要調査結果によると、政情不安定(カントリーリスク)と移動制限が最も大きな障壁である。同調査では9割の回答者が政情不安定を、また7割の回答者が移動制限を指摘している。これらの障壁がリスク費用と取引費用の双方を押し上げ、企業活動にデメリットをもたらしている。

フリーゾーン

自由貿易協定は、他国にとってパレスチナが魅力的な投資対象となるために有効である。現行 PIEFZA 法はフリーゾーン(自由貿易地区)を規定しているものの、実際の輸入政策はイスラエルのコントロール下にあるため、同法の実効性は担保されていない。パレスチナ自治区内において真にフリーゾーンを設けるためにはイスラエルの協力・合意が必要である。

産業開発戦略

優先産業・製品の輸出振興と企業誘致促進のための投資環境改善は、パレスチナにおける産業開発戦略の2本柱である。輸出振興策は、優先産業・製品の市場戦略(需要サイド)と品質向上・製品開発(供給サイド)を必要とする。一方、投資は産業開発の原動力であるため、投資環境改善を図ることにより、投資誘致を促進し優先産業を成長させていく必要がある。

本調査では、以下に示す戦略の下、産業開発を推し進めることを進言する。

優先産業の輸出振興

輸出先国の多様化と新規市場の開拓が重要である。前掲の8つの産業・製品は、ヨルダン、湾岸諸国及びEUへの輸出実績と将来ポテンシャルの分析結果をふまえ、農業、食品・飲料、石材、製菓及び金属・ゴム・プラスチックの5つに絞り込まれる。下表に、優先産業ごとの輸出戦略と振興策をまとめる。

表1 優先産業に係る輸出戦略と振興策

優先産業	輸出戦略	振興策
1)農業	- 高価格、高付加価値の農産物	- 農産品に係る認証基準及び認証システムの確立 - 輸入国認可書(EurepGap)の取得促進 - 流通・配送施設の整備(選別、梱包機能も) - 輸出振興協会の設立

2)食品・飲料	- 高品質の製品（例えば、特上オリーブ油） - ハラル製品（アラブ嗜好品） - 有機栽培品（健康志向品）	- 有機栽培品研究施設の設立 - 品質向上とパッケージ改良
3)石材	- 注文デザイン品など	- 加工職人養成訓練 - 熟練工確保のための奨励策
4)製薬	- 栄養剤 - 高品質な後発医薬品	- 研究開発の推進 - 研究開発に係る合弁会社設立
5) 金属加工及びゴム・プラスチック	- ヨルダンや湾岸諸国企業とのビジネス提携	- 工業品認証基準（PS）の取得、ISO や CE の取得を促進

出所: JICA 調査団

現行の輸出品は、原材料を輸入に依存していることや高賃金、高輸送コストといった理由で価格競争力が弱い。輸出戦略は、高付加価値の製品づくり、新商品セグメント開発及び外国企業とのビジネス提携の強化に重きを置いており、価格競争力ではなく、高品質を維持・確保することで市場に訴求し信頼を勝ち得る道を示している。そのために製造方法の改良や技術開発を推し進めることが肝要である。

優先産業の振興策として、認証基準とシステムの確立、製品開発のための研究開発強化（研究所や試験場の拡充を含む）、人材の開発・育成、民間セクターの奨励等が挙げられる。農産品に係る認証基準は一部導入され普及しているものの、認証システムは未だ確立していない。湾岸諸国との協定により、工業製品認証基準（PS: Palestinian Standard）が普及しているものの、認証レベルはEU市場におけるISOやCEのそれに及ばない。新たな商品セグメントを開発するためには、研究開発を強化することが必須であり、このような分野におけるドナーによる技術協力が期待される。

投資環境の改善

パレスチナでは、投資インセンティブに係る法制度（法人税・関税の減免措置など）は既に整備されており、金融セクターの資金力も比較的十分である。したがって、投資環境を改善するためには、主に2つの課題に焦点が当てられる。すなわち、「移動制限の緩和」と「投資促進のための包括的なアプローチ展開」である。

移動制限の緩和を図るためには、工業団地に関連する物流について、イスラエルと特別な合意を図ることが必要である。パレスチナ自治区とイスラエルの領域境界で行われているバックトゥバック（積み荷の積み替え）の手間を省くことが出来れば、時間短縮及び輸送費用節約の面で大きな緩和措置となりうる。また、工業団地のセキュリティ・チェックを国際的な監視体制の下に第三者（例えば、ヨルダンの民間法人）に委任できるようになれば、セキュリティ体制における客観性・効率性の向上が期待される。

投資促進アプローチとしては、カントリーリスクに対する保証、フリーゾーンに係る制度設立、投資促進制度の改善を挙げることが出来る。カントリーリスク保証については、MIGAとの協定により、外国投資家向けの保証制度は整っているものの、他方、内国投資家向けの制度は確立されていない。内国投資保証は、内国資本と合弁を図る海外資本を保護する目的で、外国政府の依拠する方法が検討に値しよう。フリーゾーンについては、現行のPIEFZA法に規定されているものの、パレスチナの輸入政策・関税制度はイスラエル管理下にあるため、現行規定の国際的実効性はない。これに関し、イスラエル側と協議する必要がある。また、投資促進に係る現行の行政・政策は明確性に欠けている。例えば、一般投資家向けには

PIPA が、工業団地投資家向けには PIEFZA が、それぞれ促進活動を担当しているものの、実態として両機関間の連絡・協力体制は十分でなく、活動の焦点が絞り切れていない。これを改善するために、国民経済庁大臣直轄の投資促進室及び投資相談窓口を設置するなどの工夫が求められる。

農産加工・物流拠点整備の役割

パレスチナの輸出振興と投資促進のため、本農産加工団地には、以下に示す3つの役割が期待される。

- 1) 農産加工団地には、内外の市場向けに、高付加価値製品や新セグメント商品を開発・生産する企業の立地が奨励される。また、輸出振興のため、農産加工団地は貿易・輸送関連サービスを提供する。
- 2) 農産加工団地は、刷新された投資環境の下、パレスチナ経済を牽引するための基幹プロジェクトとして開発される。団地の運営・管理状況は定期的にモニタリングされ、その結果は更なる投資環境改善のために活用される。
- 3) 農産加工団地では、事業協力、製品開発、人材開発・育成、移動制限の緩和等、様々な局面・段階における地域間協力が展開される。

農産加工団地開発

計画地に係る前提条件

本農産加工団地は、日本が提唱するイニシアチブ「平和と繁栄の回廊」構想を具現化するための大きな柱の一つ(旗艦プロジェクト)と位置づけられる。本調査段階において、計画地は最終選定されるに至らなかったものの、農産加工団地は、以下に示す基本要件を満たす土地において開発されるのが望ましい。

- 位置 : ジェリコ市郊外の南部から東部にかけての一画
- 土地面積 : 短期的には 50 ha、長期的には更に 50 ha (合計 100 ha)
- 農産加工団地を開発する上で、現在の土地利用が障害とならないこと(農業や宅地など恒久的な用途に用いられていない土地が望ましく、また歴史的・文化的建造物等の資産が存在しないこと)
- 幹線道路へのアクセスが確保可能
- 工業団地に必要な基本的なインフラサービス(用水、電力等)が確保可能

投資需要調査の結果を基に、本農産加工団地に対し、西岸地域内外から短期的(第I期:2016年迄)に50社が投資・進出するものと想定した。これら50社の立地を図るべく、第I期には50ha(総面積)を開発する。

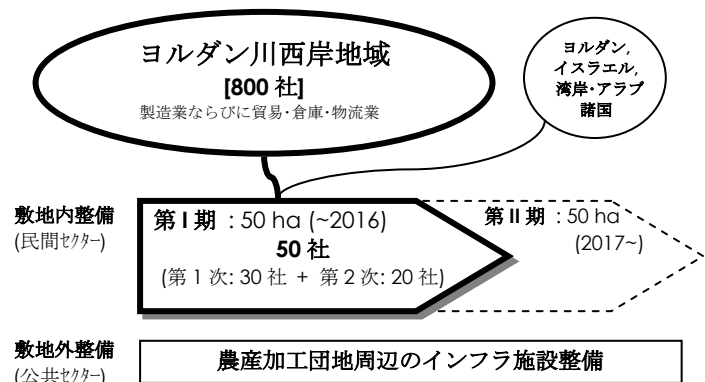


図1 農産加工団地開発の規模、段階、役割分担に係る基本的な考え方

開発コンセプト

優先産業の選定結果をふまえ、本農産加工団地には、主として新鮮な農産品、農産加工品、食品・飲料、医薬品といった産業・産品が集積することから、団地開発の全体コンセプトを“人間の幸せ”とする。同コンセプトの下、本農産加工団地では人間の食と健康に関連する様々な生産活動（生産・輸送、研究開発、ビジネス、市場開発、暮らしとレジャー）が繰り広げられる。



“人間の幸せ”に関わる様々な生産活動が繰り広げられる
テーマ型工業団地

土地の最終選定がなされていない状況にあって、詳細な土地利用計画は策定困難であるものの、上記コンセプトに基づく土地利用イメージを予備的に検討・策定した。

工業団地を計画する際には、既存道路への影響を考慮し、幹線道路から団地への専用アクセス道路が設けられるのが望ましく、土地利用イメージを検討するにあたっては、開発対象地が幹線道路に直接面する場合とそうでない場合の2通りのモデルを想定した。

図 2 開発コンセプトのイメージ

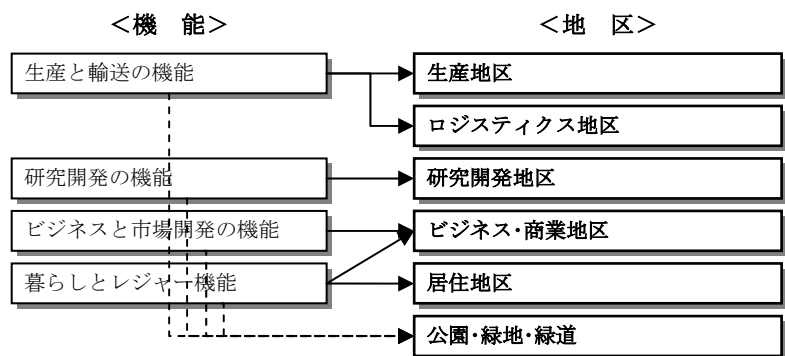
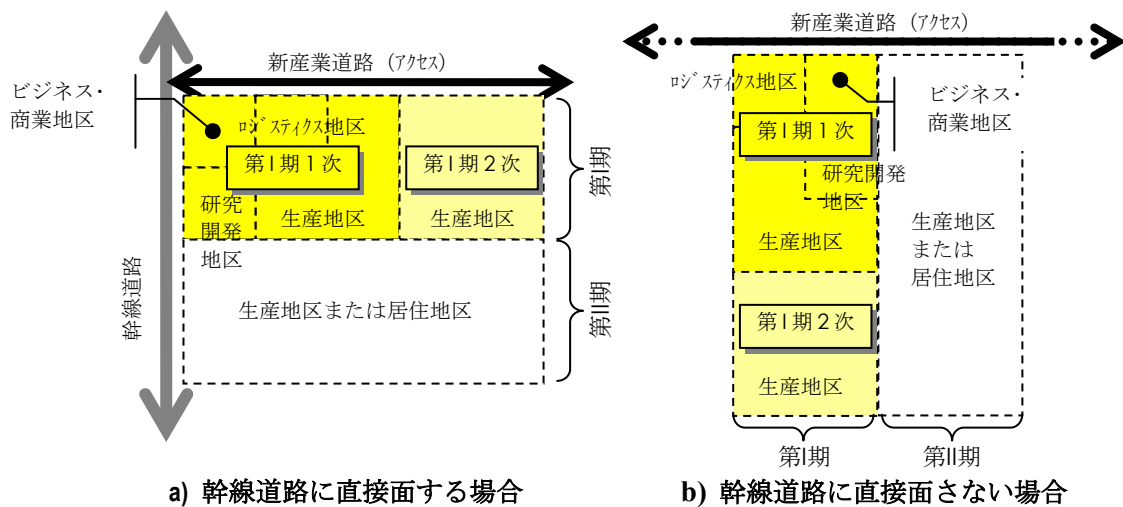


図 3 農産加工団地の機能と地区展開



a) 幹線道路に直接面する場合

b) 幹線道路に直接面さない場合

図 4 農産加工団地の開発プラン模式図

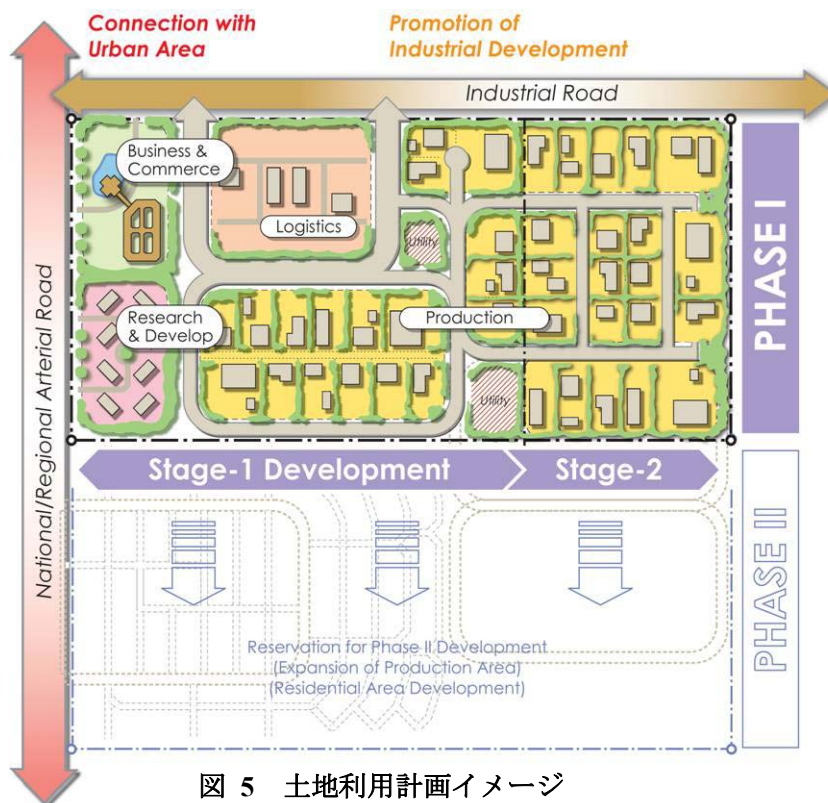


図 5 土地利用計画イメージ
[敷地が幹線道路に直接面する場合]

敷地内外のインフラ施設

農産加工団地の開発対象地がジェリコ市郊外の南部から東部にかかる一面に定められるという想定の下、団地敷地内外に必要なとされるインフラ施設整備の方針と課題について検討した(下表)。

表 2 敷地内外インフラ施設整備に係る予備検討

種別	敷地内インフラ施設	敷地外インフラ施設
道路	✓ 幅員20m程度(片側1車線+路側駐車帯+歩道+排水溝+緑地帯)の域内道路整備が望ましい。	✓ ジェリコ市南部に計画中の道路整備との整合を図る。 ✓ 国道(90号、1号)及びアレンビー橋に至るアクセス道路の整備が必要。
水供給	✓ 推計水需要1,200 m ³ /日(45万m ³ /年)はジェリコ市の既存水源(Ein-El Sultan)では賄えない。	✓ 他の表流水源(Wadi Qilt)の農業利用節水などの活用方を講じる必要あり。
電力供給	✓ 50社(工場)の稼働には約10 MVAの電力確保が必要。	✓ ジェリコ市周辺の電力容量は現在25 MVA。これにJDECOが20 MVAを追加工事中(ヨルダンから受電)。
廃水処理	✓ 各工場の個別一次処理で対応(パレスチナの廃水基準)。	✓ ジェリコ市における廃水処理施設整備計画(2005年に無償協力要請済)があり要調整。
廃棄物処理	✓ ジェリコ市との調整が必要。	✓ ジェリコ市の最終処分場がJICA技術協力により2007年1月から改善されつつあり要調整。
排水処理	✓ 団地内調整池の整備を検討。	✓ 涸れ川(ワジ)が多く洪水対策上要注意。

社会経済インパクト

本農産加工団地開発（第I期 50 ha）により、約 2,700 人分の直接雇用に加え約 4,000 人分の間接雇用が発生することが期待される。直接・間接の雇用創出により、賃金ベースで年間約 3,700 万ドルの経済効果が生まれる。また、輸出振興効果も年間 1.1 億ドルから 1.3 億ドルと試算され、これは、パレスチナにおける今後の輸出増加分の 15~20%に相当する。このように、農産加工団地開発の社会経済インパクトは明らかである。

事業実施スケジュール

平成 19 年 10 月下旬には、第 2 回の実務者レベル 4 者協議が開催されることになっている。同協議では、用地選定を含む地域間協力の課題に係る関係者間の話し合いが行われる予定であり、本格フィジビリティ調査の早期実施のための諸条件が整うことが期待される。本格フィジビリティ調査では、本調査の結果をふまえ、より詳細な技術的調査・計画が行われる。これと並行して、パレスチナ自治政府の責任機関により環境影響評価（EIA）も進められる必要がある。

本調査及び今後実施される一連の調査・計画の後、2011 年から農産加工団地の第 I 期開発（50 ha）が実施段階に移行するものと暫定した。第 I 期開発全体のうち、まず 30 ha を 2013 年までに完工・開業し（第 1 次オープニング）、その後 2016 年までに残りの 20 ha を完工・開業する（第 2 次オープニング）という工程である。

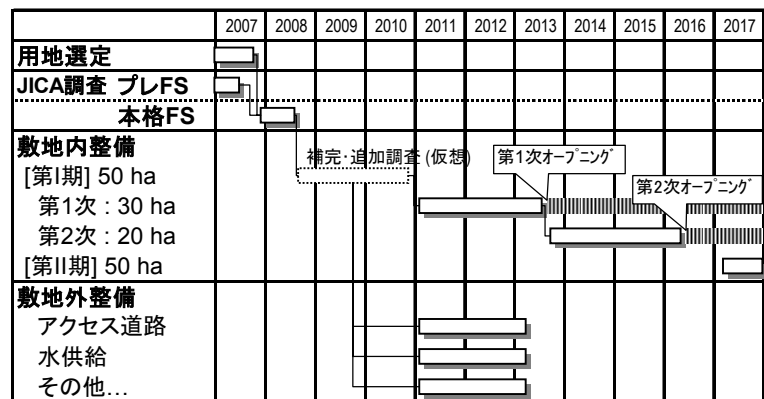


図 6 事業化スケジュール（暫定）

農産加工団地を計画通りに実現するため、関係者（省庁、団体）は適切かつ迅速なる意思決定及び調整を図らねばならない。

PPPによる事業実施と運営管理

農産加工団地を魅力的で持続可能なものとするために、開発の実施及び運営・管理段階において民間セクターの参画を図ることが肝要である。

敷地内整備（団地本体）は基本的に民間開発業者に委ねられ、敷地外整備は原則的に公共セクターが実施する。

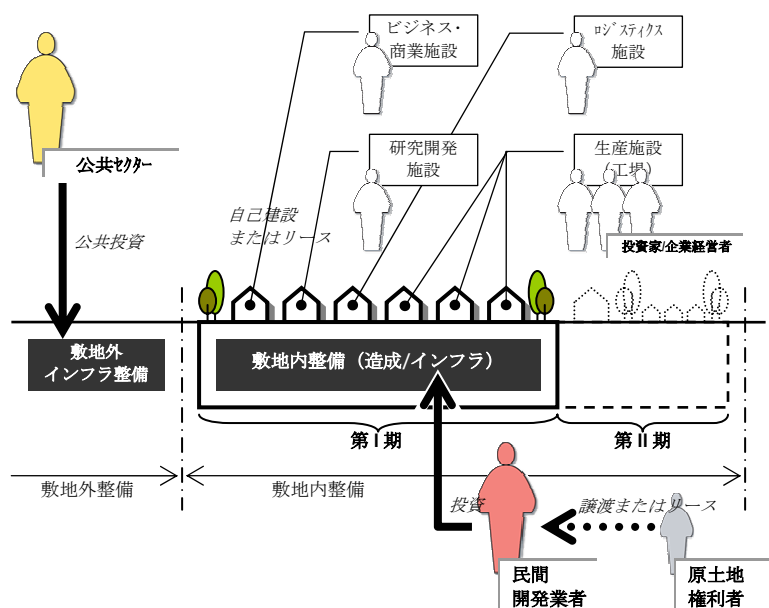


図 7 団地開発における PPP の考え方(第 I 期)

本農産加工団地開発を取り巻く政治体制が極めて複雑かつ予測しがたい情勢にあるため、事業の実現に向け、パ政府のみならず国際社会（国際機関、ドナー国）による強い支援策が求められる。

本格フィージビリティ調査に向けての課題

本格フィージビリティ調査に向けて引き続き調査・検討すべき課題がいくつか挙げられる。本農産加工団地は高付加価値製品や新セグメント商品の開発に焦点をあてているが、農産加工については、農業生産と加工技術が有機的に連携するように努める必要がある。そのため、実施中の JICA プロジェクト技術協力事業“持続的農業技術確立のための普及システム強化プロジェクト”との連携を図り、市場調査と農民技術指導を効果的に展開することが有効であろう。また、パ政府が周辺国との協議・調整を効率的に実施するための政府内体制整備を支援することも重要である。

結論と提言

農産加工団地開発は、日本政府が唱えたイニシアチブ「平和と繁栄の回廊」構想の下、パレスチナが輸出振興と投資促進を戦略的に推進していくうえで、極めて重要な旗艦プロジェクトである。周辺国を巻き込んだ地域間連携がどこまで進展するかは、同加工団地のフィージビリティ（投資需要や整備コスト）に極めて大きく影響するため、本格フィージビリティ調査の実施に先立ち開催される予定の第 2 回実務者レベル 4 者協議等において地域間連携の具体的な課題ごとに前向きな話し合いが行われることが望ましい。以下、地域間連携に係る 2 つの課題を示す。

移動制限の緩和

パレスチナとイスラエルは、本農産加工団地を対象として、物と人の移動制限を具体的に緩和するための検討・協議を開始する必要がある（1999 年に大臣レベルで合意された条項のレビュー、セキュリティ・サービスを信頼できる第三者（国）に委ねることの可能性等）。農産加工団地を発着点とした物と人の動きに係る制限を緩和しない限り、投資需要を喚起すること極めて困難であるという認識の下、何らかの特例措置が必要なことは言うまでもない。

国際通過点であるアレンビー橋を通過する物流の円滑化はイスラエルとヨルダンの間のセキュリティに関わる²。国境を越える貨物は現在バック＝トゥ＝バック（荷の積み替え）を伴うため、輸送費用を引き上げ商品の価格競争力を弱める要因となっている。長期的には、国際的な取り決めにより国境を越えるドア＝トゥ＝ドア（荷の積み替えなし）のシステムも必要となろう。

用地選定及びアクセス道路に係る合意

用地選定（アクセス道路用地を含む）について、パレスチナとイスラエルの早急なる合意が必要である。2007 年 8 月現在、パレスチナはジェリコ市郊外の南部から東部にかかる一画の土地（約 100 ha）を農産加工団地の開発用地として考えているが、同地がエリア A と C の混成地であるため、セキュリティ上の理由でエリア C 開発をよしとしないイスラエルの同意が得られていない。また、同地からヨルダン側への輸出ルートを考えて場合、国道 90 号に直接つながるア

² 数年前までは、ヨルダン川に跨ってイスラエルとヨルダンをつなぐ経路として複数の橋が機能していたものの、現在はアレンビー橋（ジェリコ市東方のイスラエル・ヨルダン国境線上）とシェイク・フセイン橋（バトシヤン市東方のイスラエル・ヨルダン国境線上）の 2 つだけが機能している。パレスチナ人が通過できるのはアレンビー橋に限られるものの、同橋はイスラエル国の治安上の理由により、夜間の通行は出来ない。一方、シェイク・フセイン橋は 24 時間通行可能だが、パレスチナ人の通行は認められていないのが現況である。

アクセス道路を整備するのが最も経済的であるが³、これもイスラエルのセキュリティ管理上難しい。アクセス道路が国道 90 号と平面交差することは極めて困難な課題であるものの、事業全体の経済性を左右する重要事項（地域間協力の経済効果）であり、イスラエル側の理解と歩み寄りが不可欠である。

実務レベル 4 者協議では、上記 2 項目について一定の合意が形成されることが望まれる。

また、パレスチナには投資促進体制を改善・強化することが求められており、以下に示すような具体的な取り組みが図られることを提言する。

投資促進

現状より効率的・効果的な投資促進活動を行うべく、国民経済庁内に大臣直轄の「投資促進室」を設置する。投資促進室は、不動産、投資インセンティブ、内国投資家（パートナー）に係る情報を提供するとともに、投資相談、法律相談等のコンサルティング・サービスを提供する。次なる本格フィジビリティ調査では、投資促進準備室を立ち上げ投資促進に係る準備活動（パンフレット等宣伝材料の作成、投資意向調査の実施）を実施することが考えられる。

³ ジェリコ市郊外南部から東部にかかる一画の土地からヨルダン国側につなげることを考えた場合、当該地から国道 90 号（ジェリコ市郊外ヨルダン川沿いを南北に走るイスラエル国道）に直結するアクセス道路を整備するのが最短経路である。